

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第63回

フランチャイズビジネス(1) ～フランチャイズ本部の設立～

黒田法律事務所
萱野純子、藤田大樹

2004年、中国における小売・卸売等の流通分野への投資が外資にも本格的に開放されたことにより、13億の人口を有する中国は、世界の大市场としていよいよ注目されるようになった。今後、中国国内で様々な新しい市場が形成されていくことが期待されるが、その牽引役の一つとなるのがフランチャイズビジネスである。世界各国の市場で欠かすことのできないフランチャイズビジネスを、大市场中国ではどのように展開していくべきかについて、今回からその法的側面を検討することとしたい。

一 外資によるフランチャイズビジネスの関連法規

Q1: 最近、中国でフランチャイズビジネスを外資に対しても本格的に開放する旨の法律が制定されたと聞きました。その概要等について教えてください。

A1: 2004年6月1日に施行された「外商投資商業領域管理弁法」(以下「商業領域管理弁法」という)において、フランチャイズ方式による商業分野でのビジネス展開を認めていますが、その具体的な規律を定めるために「商業フランチャイズ経営管理弁法」(以下「フランチャイズ経営管理弁法」という)が2005年2月1日から施行されています。このフランチャイズ経営管理弁法は、全9章42条から構成され、フランチャイズ経営の当事者及びそれぞれの権利義務、フランチャイズ契約の内容、情報開示、広告宣伝、監督管理、外商投資企業のための特別規定等について詳細に規定しています。また、商業領域管理弁法とは異なり、外国企業だけでなく中国国内資本企業に対しても適用されます。

商業領域管理弁法により、中国の商業分野に対する投資についても広く外資に開放されることになったが、商業領域管理弁法第19条は「国がフランチャイズ経営活動について別途規定している場合には、その規定も遵守しなければならない」と規定しており、フランチャイズ経営に関して、国が別途詳細な規定を制定することを予定している。そして、2004年12月30日、商務部は「フランチャイズ経営管理弁法」を公布し、同法は、2005年2月1日から施行されている。

これらの法令にいう「フランチャイズ経営」とは、契約の締結を通じてフランチャイザーが他人に使用させる権利を有する商標、商号、ビジネスモデル等の経営資源をフランチャイジーに使用させ、フランチャイジーは契約の約定に従い統一的経営システムのもとで経営活動に従事し、かつフランチャイザーにフランチャイズ料を支払うものをいう(フランチャイズ経営管理弁法第2条)。

当該定義自体は、日本を含めた諸外国の定義と大差はなく、この他にも、諸外国におけるフラ

ンチャイズ経営で実際に問題となっている点を明文化する等(例えば、第5条「マルチ商法の禁止」等)、諸外国のフランチャイズビジネスの法規及び実務を参考にしたと思われる規定がいくつか見受けられる。これは、商務部がフランチャイズ経営管理弁法の公布に先立ち、「フランチャイズ経営業務に従事する外商投資企業の管理暫定弁法(意見募集稿)」を2004年11月23日付けで制定し、インターネット上で公開して、公に意見や提言を求めていることも影響しているように思われる。

もともと、一方で、商務部によるフランチャイズ経営活動の監督管理を宣言する(フランチャイズ経営管理弁法第6条)等、依然として、共産主義国家的な色彩の規定が存在するとともに、後述するように、フランチャイザーの資格要件を厳しく規定する等、投資する諸外国の企業の立場からすれば制限的な規定もいくつか見受けられる。従って、日本を含めた諸外国で現在行われているようなフランチャイズビジネスが、中国市場においても行えると一概に言うことはできず、今後の趨勢を見守っていく必要があるといえる。

フランチャイズ経営管理弁法は、全9章42条から構成されている。具体的な規定に関しては各設問において詳細に説明するが、各章は、総則から始まり、フランチャイズ経営当事者、フランチャイズ契約、情報開示、広告宣伝、監督管理、外商投資企業の特別規定、法律責任及び付則となっており、フランチャイズ契約に関する法律としては、諸外国と比べてもかなり詳細な内容になっている。

また、中国でフランチャイズ経営活動を行うにあたっては、本弁法が適用されると何等の限定無く規定されているため(フランチャイズ経営管理弁法第3条参照)、同法は、商業領域管理弁法とは異なり、外商投資企業、中国国内資本企業を問わずに、およそ中国国内でフランチャイズ経営活動を展開する全ての企業に適用される。

なお、フランチャイズ経営管理弁法の施行と同時に、同法の旧法に当たる「商業フランチャイズ経営管理弁法(試行)」は廃止されることになった(フランチャイズ経営管理弁法第42条)。

二 フランチャイザー企業の資格要件

Q2: 日本企業A社は、日本において外食産業のフランチャイズビジネスを展開していますが、未だ中国市場へ投資した経験はありません。最近、フランチャイズ経営が外資に対しても本格的に開放されるようになったと聞いたこともあり、A社では、発展目覚しい中国市場にも参入することを検討中です。

(1) 日本企業A社を本部(フランチャイザー)として中国で直接加盟店(フランチャイジー)を募ることはできるでしょうか。

(2) 日本企業A社が、中国に外商独資企業B社を設立すると同時に、そのB社を本部(フランチャイザー)として中国で加盟店(フランチャイジー)を募りフランチャイズ経営を行っていくことはできるでしょうか。

A2: (1) 外国投資者が、中国でフランチャイズ方式により経営活動を行うためには、必ず中国国内で設立した外商投資企業を通じて行わなければなりませんので、日本企業A社が直接フランチャイズの本部となって加盟店を募ることはできません。また、(2) フランチャイザーになる要件として、中国国内において、一年以上経営している直営店を2軒以上または一年以上経営している子会社、持株会社が設立した直営店を2軒以上有している必要がありますので、中国市場へ新

規に参入して直ちにフランチャイザーとしてフランチャイズ経営をしていくことはできません。従って、A社が外商投資企業B社を本部として中国で加盟店を募り、フランチャイズ経営を行っていくことは直ちにはできないと考えます。

(1) 外国投資者によるフランチャイズ直接経営の可否

外国の会社、企業及びその他の経済組織または個人(以下「外国投資者」という)が外商投資商業企業を設立して、経営活動に従事するためには、商業領域管理弁法に従わなければならない(商業領域管理弁法第2条)。フランチャイズ事業に従事する外商投資企業も「外商投資商業企業」である以上(商業領域管理弁法第3条)、外国投資者は、商業領域管理弁法に従って、フランチャイズ経営を行う必要がある。一方で、前述のように、国がフランチャイズ経営活動について別途規定している場合には、その規定も遵守しなければならないとされていることから(商業領域管理弁法第19条)、外国投資者が中国でフランチャイズ経営を行っていくためには、結局、商業領域管理弁法とフランチャイズ経営管理弁法の両方の規定に従う必要がある。

そして、商業領域管理弁法によれば、外国投資者は、必ず中国国内において設立した外商投資企業を通して、フランチャイズ等の経営活動を行わなければならないため、外国投資者自らがフランチャイザーとなることはできず、必ず外国投資者が中国に設立した外商投資企業を通してフランチャイズ経営を行われなければならない(商業領域管理弁法第3条)。

(2) 外商投資企業によるフランチャイズ経営の要件

フランチャイザーの資格要件として、法によって設立された企業またはその他の経済組織であること、他人に使用を許可する権利を有する商標、商号、経営モデル等の経営資源を有すること、フランチャイジーに対し長期的な経営指導及び研修サービスを提供する能力を備えていること、中国国内で経営期間が1年以上になる直営店またはその子会社、持株会社が設立した直営店を少なくとも二軒以上有すること、フランチャイザーが物品供給を提供する必要があるフランチャイズ経営にあっては、フランチャイザーは安定し、かつ品質保証のできる物品供給システムを有し、かつ関連するサービスを提供できること、良好な信用がありフランチャイズ経営方式により詐欺活動に従事した記録がないことといった各種資格要件が要求されている(フランチャイズ経営管理弁法第7条)。

中国市場への新規参入を検討している外国投資者にとって一番障害となるのはこの要件である。この規定に従うと、中国でフランチャイズビジネスを展開しようとする外国企業は、例えば、先に中国で小売企業を設立した後、当該企業に2軒の直営店を経営させ、かつ一年以上待たなければならないということになる。しかし、外資に対する商業領域の実質的な開放自体が昨年から行われたばかりであることも考え合わせると(商業領域管理弁法参照)、当該規定は、現段階においては、かなり厳しい要件といえることができる。

三 フランチャイザー企業の設定手続

Q3: 日本企業A社は、中国において、外商投資商業企業を設立し、小売業に従事しています。今後フランチャイズの形式を用いた小売ビジネスを展開していきたいと考えていますが、具体的

にはどのような手続が必要となるでしょうか。

A3:A社は、原審査許可部門に対して、フランチャイズ方式により商業活動に従事する旨の経営範囲の追加を申請し、かつ「フランチャイズ経営管理弁法」が要求する各種資料を同部門に提出しなければなりません。その後、審査許可部門により経営範囲の追加を許可された場合、新しい「外商投資企業批准証書」が発行されますので、当該証書を持って、工商行政管理機関で企業登記変更手続をしなければなりません。

上記2で述べたように、中国において外国企業がフランチャイズビジネスを行うためには、実際には、先に外商投資企業を設立し、かつ当該外商投資企業に2軒以上の直営店を一年以上経営させる等といった制約がある。従って、当該外商投資企業が、フランチャイズ経営の許可を求める時点では、フランチャイザーとなる企業は既に設立され存在しており、その設立手続は、常に経営範囲の追加という形で行われることになる。

そこで、「フランチャイズ経営管理弁法」は、外商投資企業の特別規定として、その経営範囲の追加申請手続について規定している。

すなわち、外商投資企業がフランチャイズ方式により商業活動に従事するときは、原審査許可部門に対して、フランチャイズ方式により商業活動に従事する旨の経営範囲の追加を申請し、かつ次の資料を提出しなければならない。

- 申請書及び董事会決議書
- 営業許可証及び外商投資企業批准証書(コピー)
- 契約、定款の修正協議書
- フランチャイザーの資格要件を充たしていることを証明する資料
- フランチャイザーが開示すべき基本情報資料
- フランチャイズ経営契約のサンプル
- フランチャイズ経営運用マニュアル

そして、原審査許可部門は上記全ての申請資料を受領してから30日以内に許可または不許可について書面による決定を行う。申請人は審査許可部門による許可を取得した後、新たに発行された『外商投資企業批准証書』の取得日から1ヶ月以内に工商行政管理機関に対して企業登記の変更手続を行わなければならない(フランチャイズ経営管理弁法第33条)。フランチャイズ経営管理弁法によれば、申請後1ヶ月程度で許可・不許可の判断がなされるため、一般の外商投資商業企業を設立する場合(商業領域管理弁法上4ヶ月程度)や、外商投資生産型企業の経営範囲に商業領域の業務を追加する場合(実務上3ヶ月程度)に比べて、かなり迅速に判断がなされることになる。ただ、フランチャイズ経営管理弁法が実務上も規定通りに運用されていくかどうかについては今後の動向を注視しておく必要がある。

また、フランチャイズ方式により商業活動に従事する旨の経営範囲の追加を申請する際には、フランチャイズ経営契約のサンプルやフランチャイズ経営操作マニュアルの提出も要求されているため、政府機関に対してではあるが、その限度で営業秘密を開示しなければならないことになる。